

令和8年第2回
美唄市議会定例会会議録
令和8年6月19日(金曜日)
午前10時00分 開会

消 防 長 米 森 哲 也
総務部総務課長 平 野 太 一

教 育 長 石 塚 信 彦
教 育 部 長 杉 本 竜 一

選挙管理委員会委員長 野 村 敏 行
選挙管理委員会事務局長 堀 澤 宏 史

農業委員会会長 畑 雄 二
農業委員会事務局長 五十嵐 健太郎

監 査 委 員 福 地 英 敏
監 査 事 務 局 長 深 尾 善 則

◎事務局職員出席者

事 務 局 長 小見山 智 之
次 長 新 宗 晃

午前10時00分 開会

●谷村知重議長 これより、本日の会議を開きます。

●谷村知重議長 日程の第1、会議録署名議員を指名いたします。

6番 吉岡建二郎議員、
7番 本郷幸治議員

を指名いたします。

●谷村知重議長 次に日程の第2、一般質問に入ります。

発言通告により順次発言を許します。

4番海鉾則秀議員。

●4番海鉾則秀議員 令和8年第2回定例会に

◎議事日程

- 第1 会議録署名議員の指名
第2 一般質問

◎出席議員（14人）

議 長 谷 村 知 重
副議長 楠 徹 也
1番 永 森 峰 生
2番 伊 原 潤 司
3番 江 川 いつみ
4番 海 鉾 則 秀
5番 古 賀 崇 之
6番 吉 岡 建二郎
7番 本 郷 幸 治
8番 齋 藤 久美夫
9番 山 上 他美夫
10番 森 明 人
11番 川 上 美 樹
13番 松 山 教 宗

◎出席説明員

市 長 桜 井 恒
副 市 長 土 屋 貴 久
総 務 部 長 村 上 孝 徳
市 民 部 長 児 玉 ゆかり
保健福祉部長 谷 村 泰 尚
経 済 部 長 佐 藤 剛 司
都市整備部長 荘 司 修
市立美唄病院事務局長 藤 井 俊 禎

において大綱2点、農業行政と教育行政について、農業委員会会長並びに教育長にお聞きいたします。

まず1点目は農業行政について、1点目は近年の農地の売買についてお伺いいたします。

人口減少が続く中、農業後継者も減っていることは言うまでもありません。現時点では、売手買手のバランスがとれているため、耕作放棄地が美唄にはない状況と聞いています。しかし今後、買手側が飽和状態になったとき、農地を誰がどう守るのか。農業委員会だけの問題ではなく、J A・行政、全体で考えていかなければならないことだと思います。耕作放棄地の割合が全国的に見れば、北海道はまだ少ない傾向にあります。今後土地の売買がスムーズにいかない、また、予想外の時期の売買など、様々なことが推測される。耕作放棄地が増えてくると、雑草も増え、そこを住処に害虫が増えてくるなど、近隣の住民に対する健康被害なども懸念される。令和7年度から農地の売買についてシステムが変わったと聞くが、どのように変わっているのか。また、そのやり方でのメリット、デメリットは、今までの売買とどう変わったのか、農業委員会会長にお聞きいたします。

次に、小学校における農業科の学習について。

現在、第7期美唄市総合計画後期基本計画における地域に根ざし、暮らしに学ぶまちづくり、郷土愛を育む特色ある教育の推進として、小学校における農業科の取組が行われています。私としては、基幹産業である農業について学び、体験し、将来、農業はもちろんのこと、食に関する仕事に興味を持ってもらうこ

と。また、日々の食べ物について、子どもたちに関心を持ってもらいたいと考えています。この農業科の学習における現在の取組状況について伺います。

二つ目に、北海道美唄尚栄高等学校について、6月2日に北海道教育委員会が公表した2027年から2029年度の公立高校学校配置計画案では、今年の春、入学者数が募集定員に対して1学級少なかった美唄尚栄高校について、2027年度の募集学級数をどうするかということ、本年9月の計画決定時に公表するとのことだが、高校の存続はもちろんのこと、これまで教育委員会としては、様々な支援をしてきたし、何より若い生徒さんが美唄に集い、学ぶという機会を今後も失わないよう、尚栄高校という学び舎が存続してほしいと考えています。これらのことについて教育長の考えをお伺いいたします。

●谷村知重議長 農業委員会会長。

●畑雄二農業委員会会長(登壇) 海鉾議員の質問にお答えします。

農地売買についてであります。農地の売買等は、これまで都道府県知事が指定する農地保有合理化法人を経由し、農地の権利移動を行っていましたが、令和7年度からは、各地域で策定された地域計画に沿った形で行うことになり、農地の権利移動は原則都道府県知事が指定する農地中間管理機構を経由することになったところです。農地中間管理機構では、農用地利用集積等促進計画により、所有者から農地を借受け、又は買い入れをし、地域の担い手等に貸付け又は売渡しのほか、一定期間貸付けを行った後に売渡す事業に変更となったところです。このため、一定期間貸

付けを行った後に売渡す事業では、事前の現地調査や、貸付時の公告の作業や期間が増加したことにより、決定が2か月ほど遅れることや、年度を繰り越せない事業となったことから、10月末までに売買事業の申出を行わなければ、次年度事業での実施となるものであります。また、メリットとして、出し手は、譲渡所得税の特別控除が受けられ、受け手は取得税登記費用の軽減が受けられます。デメリットは、出し手は、価格に制約を受けるほか、支払いや冬季までに時間を要することになり、また、出し手、受け手ともに、売買価格の総額が高くなると、手数料も高額になることが挙げられます。農業委員会としても、農業者の皆さんからは、今までの制度より2か月ほど期間を要することになったことにより、耕作証明書の発行が遅れ、免税軽油が使えないとのご不満の声を伺っております。この事業は、法律で位置付けられているため、事業期間の短縮や、年度の繰越しが可能になるようにすることにより、農業者にとってより良い事業となるよう、空知農業委員会連合会や一般社団法人北海道農業会議を通じて、国等に対し、要望を行っているところであります。また、持続可能な農業を行っていくため、優良な農地を担い手に引き継いでいくことができるよう、関係機関と連携し、継続的な要望を行ってまいります。以上でございます。

●谷村知重議長 教育長。

●石塚信彦教育長(登壇) 海鉾議員の質問にお答えします。

小学校における農業科の学習についてですが、本市では、平成22年度からグリーン・ルネサンス推進事業として取組を開始し、

生命誌研究者である中村桂子さんの全面的な協力をいただきながら、令和5年に全国2例目となる小学校農業科を設け、また、昨年度からは、地域と暮らしに学ぶ農業化推進事業と、名を改め、これまで本市の基幹産業である農業の特色を生かした教育として、農業科学習を継続して取り組んでまいりました。現在では、小学校3年生から6年生までが、総合的な学習の時間の中で、農業科読本を使った学習や作物の栽培、生育観察などについて探求的に取り組んでおります。その中でも5年生では、農業者や美唄市農地環境保全会、J Aびばい、尚栄高校などの関係団体の協力を得ながら、四季を通じた稲作体験学習を行い、生き物を育てるためには、時間や手間がかかること。自然が相手では思いどおりに育たないことがあること。食べて成長していくことへの感謝などについて、地域やクラスとのつながりの中で、子どもたちが豊かな心、社会性、主体性を体験的に理解し、社会でたくましく生きていくための基本的な力である非認知能力を伸ばす取組を行っております。

次に、北海道美唄尚栄高等学校についてですが、今年の春の入学者数が募集定員に対し、1学級少ない結果となったことに対しましては、中学校卒業者数の減少に加え、今年から私立高校授業料が無償化されたことに伴い、私立高校志願者に対する入学者数の割合が増加したことが要因の一つであると考えております。教育委員会といたしましては、これまで尚栄高等学校を支援するため、模擬試験、資格習得に関わる教育活動の経費や、学校のPRなどに要する経費の助成、また、奨学金の給付などを行ってまいりました。今

回入学者数が定員に満たなかったことは、今後の尚栄高校の存続にも影響するものと考え、北海道教育委員会へ、空知管内唯一の総合学科として、定員維持を強く訴えてまいります。高校存続は、まちの活力や地域活性化には不可欠であり、まちづくり全体に関わるものと認識しており、引き続き、市長部局と連携し、入学者数の獲得へ向け、様々な支援を行ってまいりたいと考えております。以上でございます。

●谷村知重議長 海鉾議員。

●4番海鉾則秀議員 再質問をさせていただきます。

農業行政については、理解いたしました。目まぐるしく変わる農業情勢でありますので、これからもご尽力いただけることをお願いいたしまして質問を終わります。

再質問することは、再度農業科について伺いたします。私としては、元気な体を保つためには、毎日口にする食べ物がいかに大切か。食材一つにしても、たくさんの手間と時間がかかっていること。また、食べ残しの生ごみは堆肥化し、次の年の肥料として使い、稲わらを使って、しめ縄を作ったり、捨てる場所がないことを、子どもたちに伝えたいと考えています。食べ物が生きる基本であること、美唄の肥沃な大地で安全・安心な食べ物を作る尊さや、新鮮な食材を口にすることについて学び、将来は農業、また食に関する仕事、農業機械に関する仕事に興味を持ってもらっても良いと思っています。さらに、農業そのものを学ぶというより、農業を通して、多くのことを学んでもらいたいと考えています。今後も引き続き充実した学習にしていた

だきたいと思いますが、教育長の考えを再度伺いたします。

●谷村知重議長 教育長。

●石塚信彦教育長 海鉾議員の質問にお答えします。

小学校における農業科の学習についてありますが、これからも取組を継続、充実していくためには、子どもたちが大人になったとき、この学習が豊かな記憶として、子どもたちの心に残り、美唄で育ったことを自らの誇りとして、豊かな自然環境や地域の文化を継承しながらたくましく生きていくことができるよう、農業科を通して、行政・学校・地域が一体となり、地域の持つ教育力で美唄の子どもたちを育て、将来にわたり、子どもたちの生きる力を育む取組を行ってまいります。以上でございます。

●谷村知重議長 次に移ります。

13番松山教宗議員。

●13番松山教宗議員 第2回定例会において、大綱3点について市長に伺います。

大綱1点目は、市民への情報共有についてであります。

一つに、市政報告の在り方についてです。

1点目は、市政報告の意味合いをどのように捉えているかについてであります。これまで、市政運営に関し、本市の現状や前年度決算に対する報告など、重要課題であると思われる事案に対して、市民に対する報告として、定例会や臨時会の場で報告をされてきたところですが、単に、主要事業等々の進捗報告だけなのか、市民に関心のある事案に対して報告されたことがあるのか、市政報告に対しての意味合いをどのように捉えているのか、率

直に伺います。また、報告に対してどのような基準判断をもって報告しているかについても伺います。

2点目として、新聞報道等による事案についてであります。市の行う事業や取組に関し、様々なメディアに取上げられ、メディアに対してリリースしている情報のみならず、心ない記事やネガティブに捉えられる記事などの情報が散見されるなど、美唄市にとってマイナス面が大きくなっていると感じるところもありますものの、新年度の予算執行が始まり、市長をはじめ、職員の皆さんが、市の政策や課題に取り組んでいる姿は、私たち議会としても理解をしているところであります。そのような中、先月になりますが、5月には、新聞記事として、美唄市の所有施設である恵祥園において、職員による利用者虐待の記事が報じられてから、半月ほどが経過をしております。市からの説明がない中、議会としても何が真実なのか分からない状況にあり、市民の関心も高まってきていると感じております。虐待された被害者の個人情報等もあることから、限られた内容になるかと思いますが、5月23日に週刊誌の記事になりました事案を詳細に報じられた記事内容が、事実であったのか、まずお伺いしたい。

大綱2点目は、教育行政についてであります。

一つに、持続可能な道立高等学校の在り方についてであります。本市には現在美唄尚栄高校及び美唄聖華高校の2校の道立高校があります。かつては、美唄東高校、美唄南高校、美唄工業高校を含めた4校がありましたが、人口減少や社会情勢の変化に伴い、統廃合が進み、現在は2校となっております。全国的な人

口減少が進む中、とりわけ、空知地域においては、急速な人口減少を背景として、道立高校の統廃合や、学級減が進められております。近年では、岩見沢市内の高校再編、深川東高校の学級減、奈井江商業高校の閉校が決まるなど、近隣自治体においては再編が進んでおりますし、また、新聞報道によれば、美唄尚栄高校はじめ栗山高校、長沼高校などについても、秋頃をめどに、今後の配置の在り方が検討される状況になるとされております。本年度の入学状況を見ると、聖華高校は2学級を維持したものの、尚栄高校は1学級減となっております。このような状況が継続した場合、将来的には学校の存続に関する議論に発展する可能性も考えられます。高校は単なる教育機関ではなく、地域経済、雇用、交流人口、公共交通、地域コミュニティの維持など、まちづくりに大きな影響を与える重要な社会基盤であります。道立高校であるとはいえ、本市に所在する公共的な教育機関として、本市としても、持続可能な高校づくりに向けた取組を進めていく必要があると考えます。

そこで、伺います。1点目として、市内高校に対する支援についてであります。本市では、生徒の資格取得に係る経費や学校PR活動への支援、学生寮へのWi-Fi環境整備への支援を行っているほか、令和4年度からは、高校生を対象とした給付型奨学金制度などに取り組んでいることは承知しております。そこで、これらの取組の成果や評価について伺うとともに、今後の高校存続を見据えた支援の在り方について、市長に伺います。あわせて、高校授業料無償化の拡充が進む中で、市内高校への進学動向や生徒確保への影響はど

のようになっているのか伺います。

2点目といたしまして、全庁的な高校振興の取組についてであります。私は、令和6年第3回定例会において、道立高校への対応について、教育委員会のみならず、市長部局を含めた全庁的な取組が必要ではないかと質問をいたしました。その際、教育長からは、市長部局と連携し、市全体で必要な対応について協議検討を進めていくとの答弁をいただいております。高校は、地域の人材育成のみならず、人口定着や地域活力の維持にも大きく関わる重要な社会基盤であります。そこで、教育委員会のみならず、関係部局が連携しながら取り組んでいる高校支援の具体的な内容とその効果についても伺います。また、高校関係者、関係団体との意見交換については、美唄市高校問題等対策協議会により行われているものと承知しておりますが、同協議会の開催状況、これまでの協議内容、そしてそれらが市の施策にどのように反映されているのかを伺います。

3点目といたしまして、現状と再編リスクに対する認識についてであります。本年度の入学状況では、聖華高校は2学級を維持したものの、先ほど申しましたように、尚栄高校は1学級となっております。また、近隣自治体においても、高校再編や学級減が進められており、今後の配置の在り方が検討される状況にあります。このような状況を踏まえ、市長として、現状をどのように認識しているのか。また、市内高校の維持存続が、本市のまちづくりや人口定着に与える影響をどのように捉えているのか伺います。

大綱3点目は、地域公共交通についてであり

ます。

本市の公共交通につきましては、人口減少や高齢化の進行、さらには運転士不足や交通事業者を取り巻く環境の変化などにより、従来の交通体系をそのまま維持していくことが難しい状況にあるものと承知しております。ここ数年を見ましても民間路線バスをめぐる状況の変化、市民バスの運行体制の見直し、タクシー事業者を取り巻く環境の変化など、市民の移動手段をめぐる状況は大きく変わっているものと思います。特に、高齢者をはじめ、自家用車を運転しない方や家族に対する送迎が難しい方にとって、通院、買物、通勤、通学、駅への移動など、日常生活に必要な移動手段をどのように確保していくかは、安心して暮らし続けるための大切な課題であります。

またタクシーにつきましては、民間事業として運行されているものですが、高齢者の通院や買物、夜間の移動など、市民の日常生活を支える重要な移動手段の一つであり、公共交通全体を考える上でも、その状況を踏まえる必要があるものと思います。こうした中、本市においては、市民バスや民間バス路線による移動手段の確保に取り組むとともに、令和6年10月からであります。A I デマンド交通のるーと美唄の実証運行を開始し、公共交通の維持確保に向けた取組が進められているところであります。のるーと美唄は決まった時間に決まった路線を運行する従来型の交通とは異なり、利用者の予約に応じて運行する仕組みであり、通院や買物、駅への移動など、市民の日常生活に必要な移動を支える新たな交通手段の一つとして、運行されていると思

います。実証運行の開始から一定の期間が経過し、登録者数や利用者数、主な利用目的、利用者層など、実際の利用状況も徐々に明らかになっているものと思います。あわせて、利用が進む中で、時間帯による予約の集中や運行区域、車両体制など、今後見直しに向けた課題も把握されているものと思います。そこでまず、のるーと美唄の現在の登録者数、利用状況、主な利用目的や利用者層、また、これまでの運行による効果と課題について伺います。

次に、公共交通体制の見直しについてありますが、現在、本市では、市民バス、民間路線バス、タクシー、のるーと美唄など、複数の交通手段により市民の移動が支えられておりますが、それぞれの交通手段には、運行形態や利用目的、対応できる移動需要などに違いがあるものと思います。また、運転士不足や利用状況の変化などを踏まえ、それぞれの交通手段の役割を整理しながら、公共交通全体として、市民の移動をどのように確保していくのかが、今後の課題になるものと受け止めております。そこで、本市の各交通手段の現状について、市としてどのように受け止めるのか、市長に伺います。

●谷村知重議長 市長。

●桜井恒市長(登壇) 松山議員の質問にお答えします。

市政報告の意味合いについてありますが、市政報告につきましては、美唄市まちづくり基本条例第8条の情報の共有、「市民、市議会及び執行機関は、まちづくりに関する情報を、お互いに共有することを基本とする」の規定に基づき、市民や市議会の皆さんに対して、

主要な施策や事業の進捗状況を説明し、どのような成果を出したのかについて報告する機会であると捉えているところであります。

また、報告の基準といたしましては、明確な基準はないところでありますが、議会前の準備段階において、報告事項の有無について全庁的に調査を実施し、その都度慎重に報告の判断及び決定をしているところであり、これまでまちづくり全般に関する取組やイベントの実施状況のほか、防災対策、各会計の決算概要、訟務をはじめとする重要な課題への取組などについて報告を行ってきているところであります。今後につきましても、適切かつ的確にまちづくりに関する情報を共有、提供することで、市民や市議会の皆さんとの情報共有をさらに進めてまいりたいと考えているところであります。

次に、新聞報道等の事案についてありますが、新聞記事そのものの内容について発言することは差し控えさせていただきます。また、法令上必要とされる報告や対応は責任を持って行ってまいります。個人が特定され得る情報や、当事者の意思に反する形での詳細な内容の公表、あるいは改めた報告につきましては差し控えさせていただきます。市といたしましては、被害を受けられた方やご家族の心情を第一に考えながら対応したものであり、今後も個人の権利、利益の保護を基本として対応してまいります。

次に、持続可能な道立高等学校の在り方についてありますが、初めに、市内高校に対する支援についてであります。

市内高校は、将来の地域を担う人材を育成する教育機関であるとともに、地域の活力や

賑わいの創出、地域コミュニティの維持にも大きな役割を果たしている重要な存在であると認識しております。市が実施している高校支援につきましては、生徒の学習機会の確保や保護者負担の軽減を図るとともに、高校の魅力向上や生徒確保につなげることを目的として取り組んでいるところであります。これらの取組につきましては、生徒の学習意欲の向上や進路選択の支援につながるとともに、学校の特色ある教育活動や魅力発信、教育環境の充実にも一定の効果があるものと認識しております。

一方で、少子化の進行に伴う生徒数の減少など、市内高校を取り巻く環境は依然として厳しい状況にありますことから、今後におきましても、学校や関係機関との連携を図りながら、高校の魅力向上や教育環境の充実に向けた支援について検討してまいりたいと考えております。

また、高校授業料無償化の拡充につきましては、保護者の経済的負担の軽減につながるものと認識しておりますが、市内高校への進学動向等に与える影響につきましては、今後の状況を注視してまいります。

次に、全庁的な高校振興の取組についてですが、市内高校の維持発展に向けては、教育行政の観点のみならず、人口定着や地域活力の維持、人材育成など、まちづくり全体に関わる重要な課題であると認識しております。このため、教育委員会をはじめ、まちづくりや雇用対策などを担当する関係部局が連携しながら、市内高校の状況や課題について情報共有を図りつつ、高校支援に取り組んでいるところであり、具体的には、高校活力「食

のブランド化」促進事業や、地元就職等応援事業のほか、シティプロモーション推進事業において、美唄尚栄高校の探求学習のコーディネート支援を行っております。今後におきましては、本市が重点的に進めているDXの推進とも連動させながら、デジタル分野に関する学びを探求学習の中に取り入れるなど、地域課題の解決や新たな価値創出につなげる教育活動として展開していくことを検討しているところであります。こうした取組の深化を通じて、デジタル人材の育成に資する学びの充実を図ることで、市内中学生や保護者にとっても、魅力ある高校づくりにつなげるとともに、その成果が地域産業や地元企業における人材確保、即戦力化にも寄与し、学校・生徒・地域それぞれにとって好循環が生まれる取組となるよう、関係機関と連携しながら進めてまいります。

次に、美唄市高校問題等対策協議会の開催状況等についてであります。同協議会は、高校関係者や関係団体等で構成し、市内高校を取り巻く諸課題や、高校の魅力向上に向けた取組について協議を行っているところであります。開催状況につきましては直近では、令和6年11月11日に開催し、その前は令和4年10月に開催しております。協議内容につきましては、公立高等学校配置計画の内容や、市内高校の現状、高校の魅力向上に向けた取組、市が実施する高校支援事業などについて情報共有や意見交換を行っているほか、市内高校を取り巻く環境の変化を踏まえ、地域における高校の役割や今後の在り方についても協議をしているところであります。こうした意見交換を通じて、市内高校を取り巻く課題や現

状認識の共有を図るとともに、学校や関係機関との連携を深めながら、市内高校の魅力向上や生徒確保につながる取組を進めてまいりたいと考えております。

次に、現状と再編リスクに対する認識についてであります。少子化の進行に伴い、市内高校を取り巻く環境は厳しさを増しているものと認識しております。特に本年度は美唄尚栄高等学校が1学級となるなど、生徒数の減少は、市内高校の将来を考える上で大きな課題であると受け止めております。市内高校は、市内中学生や保護者の進学先の選択肢の確保のみならず、将来の地域を担う人材の育成、地域経済の活性化、さらには人口定着や地域活力の維持にも大きな役割を果たしている重要な地域資源であると認識しております。このため市といたしましては、北海道教育委員会や学校関係者との連携を図りながら、高校の魅力向上による生徒確保や特色づくりに努め、市内高校の持続的な発展につなげてまいりたいと考えております。

次に、のるーと美唄等の現状についてであります。現在登録者数は約1,900人、1日当たりでは80人程度の利用となっております。主な利用目的は、通院、通勤、買物、駅への移動など、日常生活に必要な移動が中心であり、利用者層につきましては、高齢者が多いほか、障がいのある方や小学生の利用も見られます。効果につきましては、従来の決まった時間や路線に生活を合わせる交通から、利用者の予定や目的地に応じ、生活に交通を合わせる形で、公共交通を利用できる環境づくりが進んできているものと考えております。

一方で、時間帯による予約の集中、乗合割

合、運行区域外からの利用要望、車両体制などが課題であり、今後の公共交通体系の見直しの中で、改善に向けた検討を進めてまいります。

次に、公共交通体系の見直しについてであります。人口減少や高齢化に加え、運転手不足や交通事業者の経営環境の変化などにより、従来の交通体系をそのまま維持していくことが難しい状況にあることから、定時定路線型交通と、デマンド型交通、それぞれの特性を踏まえた最適化により、持続可能な公共交通体系の構築を進めてまいります。以上でございます。

●谷村知重議長 松山議員。

●13番松山教宗議員 再質問をこの場から進めさせていただきたいと思います。

まず、市民への情報共有についてですが、その1点目といたしまして、市政報告に際してですね、事案によって報告できる内容は、その時々によって異なるものであることは承知しておりますが、市民が何に関心を持っているのか、ネガティブな情報が流出することによって、市に対する市民の不安や不信につながるような、タイムリーな報告に努めていただきたいと思いますと考えておりますが、今後の考え方について伺います。

2点目はですね、記事の内容がかなり詳細であったと、多くの方は感じていると思いますが、記事の内容についてどのような把握若しくは調査を行ったのか。また、記事の内容における関わった職員の処遇について、市としてどのような動きになるのか伺います。

次に、教育行政、市内高校の存続と持続可能な支援についてであります。市長からは、

市内高校の魅力向上や、教育環境の充実に向けて取り組んでいくとの答弁がありました。しかしながら、少子化が進む中、市内高校の維持存続を図っていくためには、従来の支援に加え、一步踏み込んだ実利的な支援についても検討すべきではないかと考えます。例えば、聖華高校においてはですね、市内のみならず、他地域の病院や福祉施設等でまとまった看護実習を行う機会がありますが、それは高校運営に欠かせないものであり、その際の移動にかかる費用は生徒等がですね、負担していると伺っております。こうした実情を踏まえ、市が保有する例えばマイクロバス、ふるさとバスやスクールバス等々ですね、対応の根拠が不十分であれば、一定のルール、制度要綱の整備などを行い、定めるなどして、校外活動へのですね、サポートの充実化を図り、高校の魅力、特色ある教育活動を支援する方策としても、重要で有効であるのではないかと考えております。また、美唄尚栄高校においては、例えばこれまた昼食時の給食の提供などですね、高校生活の魅力向上や保護者負担の軽減につながる本市独自の取組も考えられるのではないかと思います。本市のように、高校の存続が地域課題となっておりますので、市長として、このような方向の実情に応じた、実利的な支援の拡大、あるいはサポート事業のですね、拡充についてどのように考えているのか伺います。

次に、地域公共交通についてでありますけど、公共交通体系の見直しについてであります。補正予算も今後ありますので、触れずに端的に質問したいと思いますけれども、市民バス東線の見直し後の状況を踏まえ、今後の

公共交通の見直しについて、本市としてはどのように考えているのか伺います。

●谷村知重議長 市長。

●桜井恒市長 松山議員の質問にお答えします。

今後の考え方についてであります。市政報告の明確な基準はないところでありますが、議会の場における市政報告は、市民や市議会の皆様に対して、主要な施策や事業の進捗状況を説明し、どのような成果を出したのかについて報告する重要な機会であると考えておりますので、報告の適切性や適格性に十分留意をして、機会を逃すことのないよう、情報の提供に努めてまいりたいと考えております。いずれにいたしましても、適切かつ的確にまちづくりに関する情報を提供することで、市民や市議会の皆さんとの情報共有を更に進めてまいりたいと考えております。

次に、新聞報道等の事案についてであります。本件につきましては、昨年11月に施設から市及び北海道へ虐待の疑いに関する報告があり、その後市において、関係者への聞き取りや記録の確認を行い、法令及び国の判断基準に基づき、虐待と認定したところです。その後北海道による監査が実施され、改善指導を受けたことから、施設において改善策を取りまとめ、改善状況報告書を提出しております。市といたしましては北海道と情報共有を図りながら、適切な手続に基づいて対応を進めてきたところであります。なお、職員につきましては、本件に係る事実関係や北海道による監査結果等を踏まえ、必要な対応を検討していた中、自己都合により退職したところであります。

次に、市内高校の存続に向けた支援についてであります。市内高校の支援の在り方につきましては、生徒や保護者にとって魅力ある教育環境づくりを進めていくことが重要であると認識しております。ご提案のありました実習時における移動支援や昼食支援につきましては、市内高校の実情を踏まえた支援策の一例として認識したところであります。一方で、これらは、道立高校が行う教育活動や学校運営にも関わる事項であり、実施に当たっては、北海道教育委員会との役割分担や費用分担、事故発生時の責任など、整理すべき課題もあるものと考えております。いずれにいたしましても市内高校は本市にとって、重要な地域資源であるという認識の下、今後におきましても、学校や関係機関との意見交換を行いながら、高校の実情やニーズの把握に努め、効果的な支援の在り方について検討してまいります。

次に、今後の公共交通の再編についてであります。各交通手段の利用実績や市民の皆様から寄せられる声、関係事業者との合意形成、地域公共交通活性化協議会における協議内容などを踏まえながら、必要な移動手段の確保と持続可能な公共交通体系の構築に向けて取り組んでまいります。以上でございます。

●谷村知重議長 松山議員。

●13番松山教宗議員 まず、情報共有について再々質問をさせていただきますが、2点目のですね、職員の不祥事等に伴う新聞報道等にも問題はありますが、そのような事案が生じた場合の本市の対応や考え方についてもですね、すごい疑問が残ります。従来の考え方では、市政への不信感を拭えずですね、

今後の官民共同で行う取組に影響が出るのではないかと危惧するところであります。職員の不祥事に対する市民への情報提供や行政の責任問題にも触れられず、新聞報道になるような事案を市民に知る機会がないのは、どうなのかなと考えます。他市の例では、職員の不祥事が相次いだことによる特別職の減給の条例改正案が提出され、可決された報道も数日前ありましたけれども、信頼される市政を取り戻し、市民への説明責任を果たすためにも、市民目線に立った報告の在り方について、必要であると考えますが、今後の考え方について、市長に伺います。

次に、教育行政についてであります。市内高校の持つ役割と今後の在り方についてであります。これまでの答弁から、市内高校の重要性についてはですね、十分認識されているものと受け止めております。

一方で、少子化の進行に今後さらに厳しさが増すことも懸念をされております。市長として、市内高校の維持、発展を人口減少対策や移住定住施策との関係においてどのように位置付け、今後どのような姿勢で、取り組むのかお考えを伺いたいと思います。

●谷村知重議長 市長。

●桜井恒市長 松山議員の質問にお答えします。

今後の考え方についてであります。本件につきましては、施設設置者として、また、介護保険の運営主体として極めて重く受け止めておりますが、高齢者虐待防止法の趣旨に照らしましても、被害を受けられた方の尊厳やプライバシーを守ることは極めて重要であり、市といたしましては、何よりもご本人、

及びご家族の意思を尊重すべきものと考えております。市民の皆様に対する説明責任は大変重要であると認識しておりますが、今回の事案につきましては、ご家族の意向を踏まえ、詳細な報告を控えることが施設設置者として責務であると考えております。本来であります、市民の皆様幅広く報告すべき案件については、市政報告や広報紙メロディー、市公式ホームページ、市の公式LINE、市政報告など様々な媒体を通して報告することで、最高規範としての美唄市まちづくり基本条例における情報の共有及び市民の知る権利の精神を尊重し、しっかりと情報公開を行い、行政の透明性を確保するものであり、もって市民の皆さんとの協働のまちづくりを進めてまいりたいと考えているところであります。いずれにいたしましても、このたびの案件につきましては、被害を受けられた方のプライバシーを最大限に尊重しなければならない特殊な事案であり、情報の発信については限定的にとどめる必要性がありましたことをご理解いただきたいと考えているところであります。

次に、市内高校の持つ役割と今後の在り方についてであります。市内高校は本市における人材育成の拠点であるとともに、若い世代の定着や地域活力の維持、さらには、移住定住施策にも関わる重要な存在であると認識しております。

一方で少子化の進行により、生徒数の減少が続いており、高校を取り巻く環境は厳しさを増しているものと認識し、危機感を一層強めているところであります。こうした中、これまでの取組により、一定の効果が見られるものの、生徒数の減少を十分に食い止めるま

では至っていない状況にあります。このため市といたしましては、高校の魅力向上や特色づくり、通学環境の確保、地域との連携強化などを通じ、生徒確保につながる支援に努めていくとともに、間口の確保に向けては、北海道教育委員会に対し、本市の取組や現状を説明し、理解と配慮を求めていくなど、必要な働き掛けを行ってまいります。いずれにいたしましても、市内高校の存続は人口減少対策や地域活力の維持に関わる重要な課題であることから、今後も関係機関と連携しながら、その維持発展に取り組んでまいります。以上でございます。

●谷村知重議長 次に移ります。

9番山上他美夫議員。

●9番山上他美夫議員 令和8年度第2回定例会において、大綱1点、中心市街地について市長にお尋ねいたします。

昭和53年から48年間にわたり、美唄市の中心市街地の賑わいを支えてきましたコアビバイについては、本年4月30日にハローワークと地域おこし協力隊事務所を残して閉鎖されました。その後、空き店舗となったコアビバイについては、協同組合コアびばいが5月8日に破産を申立て、札幌地方裁判所岩見沢支部から破産手続の開始決定を受けたとの報道がなされております。コアビバイの今後については、破産手続の進行に伴い、土地、建物は競売に付されるものと考えます。しかし、競売においても買手がつかなかった場合には土地、建物は長期間放置され、老朽化が進行し、最終的には管理不全の事態に陥ることも懸念されますが、その場合には、滝川のスマイルビルのように、市が億単位の税金を投入して取

得するか、行政代執行により、行政が多額の税金を投入して、解体しなければならない事態になると考えます。このような大型空きビルの問題は、美唄市だけの問題ではありません。道内では釧路市の丸井今井釧路店をはじめとして、各都市の中心市街地において、大型空きビルの存在が地域の課題となっており、近年では自治体が公費を投入して解体を行わざるを得ない実質的な行政負担の事例も見られます。そこで、1点目としてお伺いいたします。コアビバイが破産物件として今後長期間放置された場合、建物及び土地の管理責任は誰が負うことになるのか、市の見解をお伺いいたします。

次に2点目であります、コアビバイがこのまま空きビルとして放置され、美唄市中心街の賑わいが失われていくことは、市全体にとって大きな損失であると考えます。そこで、コアビバイを地域おこし協力隊の活動拠点をはじめ、子育て支援施設や防災拠点、さらにはイベントや展示会、市民活動の場など幅広く活用できる多目的な交流施設として再生し、魅力あるまちづくりの拠点として市が管理運営すべきではないかと考えますが、市長のお考えをお伺いいたします。

次に3点目であります、コアビバイに隣接するホテルスエヒロについては、2020年から休業したものとなっております。屋外に設置されました階段や看板にはさびが目立ち、さらに内部においても天井の一部が落下し、壁のクロスも雨漏りで剥がれているとの情報もあり、建物の老朽化が進み、安全面の懸念が高まっているものと考えます。このような状況を踏まえて、市は所有者に対して建物の管

理状況を確認しているのか。また適正な管理に向けた指導や助言を行っているのかについてお伺いいたします。以上3点についてのご答弁をよろしくお願いいたします。

●谷村知重議長 市長。

●桜井恒市長(登壇) 山上議員の質問にお答えします。

コアビバイの状況についてであります、コアビバイの建物及び敷地の管理責任につきましては、現在、破産管財人の管理下に置かれておりますことから、破産管財人が法的な管理責任を負うこととなっております。なお今後、競売等の手続を経て、所有権が移転した場合には、法令に基づき、次の所有者が適切な管理を行うものと考えております。また、コアビバイの利活用につきましては、市といたしましては、中心市街地の賑わい創出や地域活性化の観点から、その利活用の可能性を探るため、市民参加のワークショップや民間事業者等から幅広く意見を伺うサウンディング市場調査の実施を検討しているところでありますが、調査の実施について、破産管財人に承認の申入れを行ったところ、今後任意売却を試行し、状況を見て、競売の申立てを行う意向を示しており、調査の実施については、本市が任意売却における対象不動産の購入予定がない限り、承認できないとの回答から、調査の実施を当面見合せております。今後、引き続き破産管財人と慎重に協議を行い、調査の実施に同意を求めてまいりたいと考えております。

次に、ホテルスエヒロの状況についてであります、長期間休業状態が続いていることから、市としても、建物の状況や安全性につ

いて一定の懸念を抱いております。これまでも所有者とは建物の管理状況や今後の方向性について情報を共有しながら、協議を進めてきたところであります。今後につきましても、建物の適切な管理や周辺環境の安全確保を踏まえながら、引き続き所有者と協議を重ね、対応してまいりたいと考えております。以上でございます。

●谷村知重議長 山上議員。

●9番山上他美夫議員 再質問させていただきます。

現在コアビバイは、破産管財人の管理の下で、売却に向けた手続が進められているとのことですが、現状を踏まえると、売却が実現する見通しは大変厳しいのではないかと懸念しております。仮に買手が見つからずに売却に至らなかった場合、建物は空きビルとして長期間放置されることが予想されます。その結果、老朽化が進み、防犯、防災上の問題も深刻化する恐れがあり、最終的には、市が行政代執行により解体撤去を行わざるを得なくなり、多額の公費、場合によっては億単位の税金を投入することも想定されます。また、コアビバイが今後も空きビルのまま放置されれば、中心市街地の賑わいが失われるだけでなく、市全体のイメージの低下や周辺商店街への影響も避けられません。コアビバイをこのまま空きビルとして放置し、将来的には解体撤去という道を選ぶのか、それとも市民が集い、交流し、地域の活力を生み出す施設として活用するかは、美唄市の中心市街地の将来を左右する極めて重要な選択肢であると考えます。コアビバイの利活用については先ほど述べましたが、地域おこし協力隊の

活動拠点や高齢者のふれあいサロン、市民が集い交流する市民広場や展示スペース、さらにはワークショップやイベントなどに活用できる多目的な市民交流施設として活用することが、美唄市に現在不足している市民交流の場を創出するとともに、中心街の活性化や市民活動のさらなる醸成につながるものと考えます。道内では釧路をはじめ、中心市街地における大型空きビルの増加が大きな問題となっておりますが、美唄市においてもコアビバイを同様の放置物件としないために、また、中心市街地の賑わい創出のためにも、早期にコアビバイの市民交流施設としての利活用を含めた具体的な活用方法について検討を進めるべきと考えますが改めて市長のお考えをお尋ねいたします。

●谷村知重議長 市長。

●桜井恒市長 山上議員の質問にお答えします。

コアビバイの具体的な利用方法についてありますが、中心市街地の将来を左右する極めて重要な課題であると認識しております。大型空きビルの放置は、釧路市をはじめ、北海道内の他の自治体、さらには全国においても、中心市街地の空洞化、景観や安全性の低下、周辺商店街への影響などをもたらす共通の課題となっており、本市においても決して看過できない問題であります。

一方で、施設の改修や再生、若しくは解体するにも、多額の費用がかかることから、財政面を含め、慎重な検討が必要であると考えております。市といたしましては、こうした課題の解決策の一つとして、行政が持つ公共性や公平性、制度的な支援と、民間が持つ柔

軟な発想、事業運営のノウハウ、スピード感を組合せ、双方の強みを融合させながら、官民が連携して取り組むことが、これからのまちづくりにおいて重要であると考えております。現在コアビバイは、破産手続中にあり、関係者との調整を要する状況にあります。今後の利活用の在り方につきましては、ホテルスエヒロを含めた一つのエリアとして、道内外の自治体における空きビル再生や中心市街地活性化の事例も参考にしながら、市民参加のワークショップや民間事業者等からの幅広く意見を伺うサウンディング市場調査の実施に加え、行政として果たすべき役割を整理し、官民連携による賑わいある中心市街地の再生に向けて検討を進めてまいります。以上でございます。

●谷村知重議長 山上議員。

●9番山上他美夫議員 再々質問をさせていただきます。

コアビバイ及びホテルスエヒロが今後も長期間にわたり空きビルとして放置されることになれば、中心市街地の空洞化とさらなる衰退につながることを懸念されております。このため、コアビバイについては、市民の交流施設をはじめ、利活用に向けた再開発計画を早期に検討されるよう要望いたします。あわせて、ホテルスエヒロについては、建物の適切な維持管理が行われるよう、所有者と十分な意思疎通に努められることを要望し、私の質問を終わらせていただきます。以上でございます。

●谷村知重議長 市長。

●桜井恒市長 山上議員の質問にお答えします。

コアビバイにおきましては先ほど来の答弁の中でご説明しておりますとおり破産管財人の管理下にあり、市としての動きというものが制限されている状況にあります。何とかこの状況において破産管財人との交渉を進めるとともに、できるだけスピード感を持って地域を今後どうしていくのか、どうやって再生していくのか、市民の皆様の意見の聴取や議会の皆様との議論を経ながら進めてまいりたいというふうに考えておりますので、今後ともその議論に対しまして、ご理解とご協力いただければなというふうに思っております。どうぞよろしくお願いいたします。

●谷村知重議長 一般質問中ですが、11時10分まで休憩いたします。

午前11時04分 休憩

午前11時10分 開議

●谷村知重議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続けます。

1番永森峰生議員。

●1番永森峰生議員 令和8年第2回市議会定例会一般質問にて、大綱3件について質問いたします。

まず1件目について、福祉行政についてであります。

今回の恵祥園における職員による虐待報道についてであります。新聞報道によると、昨年11月に、入所者の身体に内出血などがあることを同施設が市に報告し、市は調査を実施し、同年12月に高齢者虐待防止法に基づき、同施設の職員による虐待と認定したとありま

した。そこで、異変に気づいてから虐待と認定するまでの経過、認定後の市の対応について、時系列で説明してください。また、今年1月30日に、空知振興局の監査があり、3月24日には運営改善を求める勧告があったとされ、4月下旬に同施設から改善状況の報告書を提出したとありましたが、それらの内容についても説明してください。さらに、職員による虐待の事実を認定しているにも関わらず、これまで、議会等で報告、公表する機会は何度もあったはずですが、報告がなされてなかった経緯、理由について伺います。

2件目についてであります。美唄国設スキー場整備について、美唄国設スキー場整備実施設計業務委託についてであります。このことについては、去る3月31日に行われた美唄国設スキー場の整備等調査特別委員会において、完了検査を不合格とし、契約解除したとの報告がありました。完了検査において不合格により契約を解除することは異例な措置でありますことから、そもそも業者の選定において、業務遂行能力があったのか、市の対応に問題はなかったのか、疑義が生じます。そこで、入札はどのような方式で何社により執行されたかなどの入札に至るまでの経過、また入札資格を含め、どのように審査され、どのような方々により審査され、決定されたのかの経過についても説明してください。

次に、9月17日、この実施設計業務委託において、5,610万円から3,504万6,000円に減額する契約変更が行われておりますが、どうして変更が必要だったのか、変更が行われた経緯と内容、受託者への対応経過について説明してください。

次に、契約条項第49条には、受注者の前払い金の返還義務等について記載しておりますが、前払い金の返還についてはどのような措置を行っているのかを伺います。

最後に、完了検査不合格ということで、期日までに成果品が提出されなかったことは、市は損害を被ったことにはならないのか、契約条項第50条では、発注者の損害賠償請求等について記載されているが、これには該当しないのか、見解を伺います。

3件目ですが、行財政運営について、元職員による背任事件についてであります。このことについては、私は、令和7年第3回市議会定例会、第4回市議会定例会において質問してきた経過がありますが、管理監督業務や完了検査の実態など、核心部分では、公判が確定するまでは答弁を控える部分が多かったのですが、3月13日の公判判決が出されましたが、その後、特に控訴されたとかの報道はないようですが、実際はどうだったのでしょうか。確定したのでしょうか。実態について伺います。

次に、判決が確定したのであれば、これまで答弁いただけなかった部分ですが、施工予定としていた37か所、架空工事17か所を含め、監督員は施工する現場の調査、指示、確認という職務を怠っていなかったかなど、管理監督の実態のほか、実地検査を含めた完了検査の実態について説明してください。また、当該元職員に対する賠償責任ですが、地方自治法第243条の2の8第3項による監査請求ですが、現在どのように進められているのかを伺います。さらに、コンプライアンス委員会ですが、そもそもどのようなメンバーで構成されているのかを改めて伺うととも

に、検証について、現在どのような形で進めているのでしょうか。これまでの経過について説明してください。

●谷村知重議長 市長。

●桜井恒市長(登壇) 永森議員の質問にお答えします。

恵祥園における職員による虐待報道についてであります。本件については、昨年11月、施設から市及び北海道へ虐待の疑いに関する報告があり、その後市において、関係者への聞き取りや記録の確認を行い、法令及び国の判断基準に基づき、虐待と認定したところであります。その後北海道による監査が実施され、改善指導を受けたことから、施設において改善策を取りまとめ、改善状況報告書を提出しております。市といたしましては、北海道と情報共有を図りながら、適切な手続に基づいて対応してきたところであります。

次に、運営改善勧告と改善報告書の内容についてであります。北海道からの勧告等の内容につきましては、具体的な再発防止策の検討や適切な技術による対応を行うこと、施設長による一元的な職員の管理、業務状況の把握、入居者及び家族の希望を勘案した施設サービス計画の策定などとなっております。北海道へ提出した改善状況報告書の内容につきましては、虐待防止研修の強化、外部講師による介護技術研修の実施、職員アンケートの定期実施、職員面談の実施などとなっております。

次に、議会等への報告についてですが、高齢者虐待防止法の趣旨に照らしましても、被害を受けられた方の尊厳やプライバシーを守ることは極めて重要であり、市といたしまし

ては、何より、ご本人及びご家族の意思を尊重すべきものと考えております。そのため法令上必要とされる報告や対応は責任を持って行ってまいります。個人が特定され得る情報や当事者の意思に反する形での詳細な内容の公表、あるいは改めての報告につきましては差し控えさせていただきます。市といたしましては、被害を受けられた方やご家族の心情を第一に考えながら対応したものであり、今後も個人の権利、利益の保護を基本として対応してまいります。

次に、美唄国設スキー場整備実施設計業務委託についてであります。初めに、美唄国設スキー場整備実施設計業務委託は建設工事等請負業者審査会にて選定した5社に対する参加資格の確認、予算の適正性等を審査後、指名競争入札により受託者が決定され、契約締結を行い、業務期間は令和7年5月27日から令和8年2月27日までとしたところであります。

次に、契約変更の経緯と内容、受託者への対応経過についてであります。実施設計業務の当初契約額は5,610万円で、内容としましては、センターハウスの建設や駐車場整備、圧雪車車庫建設、既存施設の解体、リフトの更新について総合的に一括した設計業務としておりました。しかしながら、設計業務を進める過程において、市民検討委員会やスキー場の整備等調査特別委員会における課題として、性能や経費等の比較、検討が挙げられていました。また、各リフト索道関係者やスキー場運営の専門家等の意見を踏まえ、リフトの特殊性や専門性が非常に高いこと、さらには各社の機器仕様が異なることから、統一性を見いだした上で、設計図書にまとめること

が困難であると、市と受託者の双方において共通の認識を持つに至りました。加えて、競争性の原理についても考慮した場合、通常の競争入札方式では、価格比較にしかならないため、高い専門技術やノウハウ、品質、ランニングコスト等の適正な比較が困難となる可能性があるかと判断したところであります。そのため、リフトの性能発注方式を採用することで、各社の提案内容を技術的・経済的観点から総合的に評価し、最適な提案を選定することが可能となり、結果として、競争性を確保することができるものと考えたところであります。以上の経過から、実施設計業務を進める上で、リフト設計に係る契約変更について、双方協議の上、変更合意に承諾の下、3,504万6,000円に減額した変更契約書を締結したところであります。なお市の対応といたしましては、受託者に対し、事業規模や業務内容等の説明を行うとともに、何度も協議を重ねながら進めてきたものであります。

次に、実施設計業務における前払い金については、契約条項に定めはありますが、双方協議の上、支払いはしておりません。発注者の損害賠償請求等については、現状として、市の明確な損害は発生しておりませんが、スキー場整備の進捗に非常に大きな影響を及ぼしており、整備の財源である防衛省の補助も一部が受け取りできない状態になっております。今後は、代理人弁護士を通じて協議を継続し、より適切な方法を選択したいと考えております。

次に、元職員による背任事件についてありますが、初めに、元職員に対する判決につきましては、令和8年3月13日、札幌地方裁判

所において言い渡され、その後、14日間の控訴期間である3月27日を経過した翌28日に裁判が確定したことを、札幌地方検察庁に確認しているところであります。

次に、背任事件として、刑事裁判となっている対象工事の監理監督につきましては、当工事の設計者が監督員、係長が主任監督員、完了検査員は元職員である上下水道課長補佐が行っていたところであり、上司である元職員が監督員に対してどのように主導して指示を行っていたのか、実態につきましては、令和7年9月26日の初公判から令和8年3月13日の判決までの内容において、詳細は確認できなかったところであります。このことからより詳細な事実関係の把握のため、弁護士に依頼し、札幌地方検察庁に対して、関係証拠書類の開示、閲覧の請求や元職員と事件に関与した建設会社などに対して聞き取り調査を実施するところであります。

次に、監査請求につきましては、元職員の賠償責任について、地方自治法第243条2の8の規定においては、地方公共団体に損害を与えたと認めるときは、監査委員に対しその事実があるかどうかについて監査を求めるとされておりますが、今後の賠償請求に向けては裁判の確定資料の確認が必要であることから、弁護士に依頼をしているところであり、資料の整理がなされた段階で、地方自治法の規定による監査請求を行い、損害賠償請求に係る民事訴訟の提起について検討したいと考えているところであります。

次に、コンプライアンス委員会につきましては、委員会のメンバーについては、委員長の副市長をはじめ、兼務を含む部長職11人のほ

か、弁護士を外部委員とし、令和7年度から、これまで通算して6回開催しているところであり、経過としましては、実態検証の実施として、令和2年度から令和6年度までの5か年における下水道工事の全事業の検証を行うこととし、現時点においては、上下水道課内における内部調査が終了した段階にあるところがあります。現在は内部調査によりまとめられた成果の事実関係をしっかりと確認し、信頼性を高めるため、第三者である弁護士により、札幌地方検察庁に対し、裁判の確定記録の精査を行う準備をしているほか、元職員と事件に関与した建設会社に取り組み調査を実施するために、まず初めに、建設会社の代理人弁護士に対し、調査への協力を求める旨、文書により通知したところであり、また、入札契約制度の見直しにつきましては、6月11日に開催した令和8年度第1回コンプライアンス委員会において、追加工事等による設計変更の目安、設計変更に当たっての管理監督者責任の明確化とチェック体制の強化などについて確認する建設工事設計変更審査会を庁内に設置することを決定したところであり、今後におきましてもこうした取組を通じて、分析した結果や取組の成果を報告書としてまとめ、再発防止に全力で取り組み、モラルとコンプライアンスの保持と向上に向け、職員と一丸となって市政の信頼回復に努めてまいります。以上でございます。

●谷村知重議長 永森議員。

●1番永森峰生議員 それでは、それぞれ再質問させていただきます。

まず1件目、福祉行政についてでございますが、議会への報告、公表の在り方についてであり

ますが、市長が言うとおりの被害を受けられた方のプライバシー等を保護することが重要と考えますが、美唄市まちづくり基本条例第10条では、市民は市政に関する情報を知る権利がある、また、同条第21条では、執行機関は、市民の知る権利を保障するため、市政情報を市民に公開することを原則とし、これを市民に分かりやすく提供するとしています。そこで、個人のプライバシーや個人情報について公表しないとするのは理解しますが、虐待の事実があったことについては、市政報告等で報告・公表すべきではないでしょうか。見解を伺います。

次に、新聞報道では体の広範囲に内出血があったとしています。暴行等による傷害事件の可能性もあると考えられますが、警察の捜査などは行われているのでしょうか。状況について伺います。

最後に、虐待事件と認定しています、虐待の加害者は特定されたのでしょうか。特定されているのであれば、その職員の懲戒処分等については、どのようなお考えをお持ちなのかを伺います。

次に、美唄国設スキー場についてでございます。損害賠償請求についてでございますが、スキー場整備の進捗に非常に大きな影響を及ぼした、防衛省の補助も一部受取できない状況ということですから、条約条項どおりにまずは請求すべきではないでしょうか。その上で、受託者から不服申立てのようなものがあれば、代理弁護士を通じて対応すべきと考えますが、いかがでしょうか。

次に、当該実施設計については、防衛省の補助申請を取り下げることとなりましたが、

今後、改めて補助の対象となるような実施設計を作成し、補助申請を行うことは可能なのでしょうか。さらには、既に予算化されているセンターハウスや駐車場等の施工工事等には影響はないのでしょうか。伺います。

最後に、今後のスケジュールについてありますが、新たな実施設計について発注されたのでしょうか。センターハウス等の工事施工のスケジュールはどのようになっていくのでしょうか。伺います。

行政財政運営について、元職員による背任事件についてであります。背任事件における対象工事の管理・監督の状況の実態について、いまだに詳細については確認できない、検証できないとのことであるが、確定してから3か月を過ぎようとしている。いまだに把握できていないというのはいかなるものかと考えます。コンプライアンス委員会のメンバーについては、副市長ほか11人の部長職、外部委員の弁護士とのこと。私が思うに内部職員等による検証には限界があるのではないかと。市民からは早急な実態についての公表が求められています。そこで、第三者的な外部弁護士や大学の専門的な方による第三者委員会を設置し、第三者的な立場から、早急な解明、検証が必要ではないかと思えます。見解を伺います。

次に、私は昨年、第2回市議会定例会において、市長は全庁的なガバナンスの強化、コンプライアンスの強化について取り組む姿勢を示さなければならないと、地方自治法第150条第2項に基づき、内部統制に関する方針を策定し、体制整備に取り組むべきと提言し、答弁では、長期的な視点に立ち、検討を進める

とのことでありましたが、最近の市政の情勢を鑑みるに、市役所としての全庁的なガバナンスやコンプライアンスが崩壊しているように思えてならない。最近報道されている事象から見ても明らかであります。改めて、早急に法に基づき、内部統制に関する方針を策定し、内部統制制度の導入に着手し、チェック体制を確立し、再発防止につなげていくべきと考えるが見解を伺います。

●谷村知重議長 市長。

●桜井恒市長 永森議員のご質問にお答えいたします。

恵祥園における職員による虐待報道についてであります。本件につきましては、施設設置者として、また介護保険の運営主体として極めて重く受け止めております。市民の皆様に対する説明責任は重要であると認識しておりますが、今回の事案につきましては、ご家族の意向を踏まえ、詳細な報告を控えることが施設設置者としての責務であると考えております。また、新聞記事そのものの内容について発言することは差し控えさせていただきます。

次に、職員につきましては、本件に係る事実関係や北海道による監査結果等を踏まえ、必要な対応を検討していた中、自己都合により退職したところであります。

次に、今後の損害賠償請求や補助事業についてであります。まず、損害賠償請求等については、スキー場整備の進捗に大きな影響を及ぼした実施設計業務と認識し、契約条項に基づき適切に対応する必要があると考えておりますので、代理人弁護士を通じて、慎重かつ迅速に進めてまいります。

次に、当該実施設計については、昨年度の防衛補助交付申請を取下げていることから、改めて今年度行う実施設計業務は補助対象として認められることは厳しい状況にはありませんが、補助対象事業に認めてもらえるよう、協議を続けてまいります。また、今年度予算化されているセンターハウス建設工事等については、迅速な対応とすべく、引き続き防衛補助を活用する考えで取り組んでまいります。引き続き防衛局や関係機関と連携を図り、慎重に状況を確認しながら進めてまいります。今後のスケジュールにおきましては、現在、実施設計業務の準備段階でありますので、概要がまとまりましたら速やかにお示ししてまいりたいと考えております。

次に、第三者委員会の設置についてであります。第三者委員会は組織等において、不祥事や法令違反が発生した際に、原因の究明と再発の防止の提言のために設置される独立した機関であり、組織等に利害のない専門家等で構成され、客観的かつ中立性、公平性、公正性を背景に、独立して調査を実施する機関と承知しているところであります。

一方、組織等に利害のない専門家等で構成されることから、調査活動に時間がかかり、また、機密性の確保により、調査の進捗状況や議論の経過が不透明となり、一定の結論が出るまでに相当の時間を要する場合があるものと認識しているところであります。このことから、今回の背任事件に係る調査につきましては、第三者委員会による当事者間の総合的な中立性、公平性、公正性の確保よりも、むしろ事件の内容をさらに掘り下げて、その実態を解明することを重視し、第三者委員会

の設置は見送り、庁内にコンプライアンス委員会を設置して、弁護士の参画により第三者性の確保を図りながら、調査を進めていく判断をしたところであります。コンプライアンス委員会は、令和7年度からこれまで通算して6回開催してきており、現時点においては、内部調査を終え、弁護士による精査が行われているところであります。また、既に元職員の公判は終了しておりますが、公判で明らかにされた事実関係は限定的であり、市は裁判の直接的な当事者ではないことから、詳細な証拠資料等の裁判資料が得られておらず、札幌地方検察庁に対する裁判資料の閲覧や当社による資料の請求など、想定以上に手続に時間を要しているのは事実であります。引き続き、弁護士による第三者性を確保しながら、コンプライアンス委員会による調査を精力的に進めてまいりたいと考えているところであります。

次に、内部統制制度につきましては、令和6年3月に改定された総務省の地方公共団体における内部統制制度の導入実施ガイドラインでは、ガバナンスの役割として、議会や監査委員との連携を図り内部統制を強化することが課題として追記されたことなどから、その導入につきましては、今般の事件等に対するコンプライアンス委員会による当面の取組を優先しつつ、同時に取り組んでいく必要があるものと考えているところであります。内部統制制度の導入は、各自治体の特性や状況に応じて、計画的に取り組むことが求められているところであり、地方公共団体における内部統制制度の導入実施ガイドラインの趣旨を踏まえ、職員の当事者意識を醸成しながら、

引き続き検討を進めてまいりたいと考えております。以上でございます。

●谷村知重議長 永森議員。

●1番永森峰生議員 スキー場の関係で再々質問をさせていただきます。

実施設計業務について、防衛省との協議は進めるものの、補助を受けることは厳しいとのことでもあります。それでは今後どのような財源を充て、進めていくのかを伺うとともに、センターハウスや駐車場の整備については、防衛局や関連機関と連携を図り、状況を確認しながら進めていくとのことですが、補助申請を取り下げるという事態が起きたことから、今後の補助が受けられるのかどうか非常に危惧しております。センターハウスなどは、補助を前提に予算化されたものです。防衛省の補助の内定を受けない限り着手できないものと考えます。市長の見解を伺います。

●谷村知重議長 市長。

●桜井恒市長 永森議員の質問にお答えします。

防衛補助事業の着手についてであります。実施設計業務については、補助対象事業に認められるよう、引き続き協議を行ってまいります。今後につきましては、過疎債や他の財源確保の可能性についても模索しながら、財政負担を軽減しつつ、事業の円滑な遂行を目指してまいります。

次に、センターハウスや駐車場の整備についてであります。引き続き、防衛省の補助を前提に予算化されているものであり、防衛局や関係機関との連携を密にし、補助金の申請に向けた準備を進めるとともに、スキー場整備事業が地域活性化や市民の利便性向上に

寄与する重要な事業であると考えておりますことから、防衛省の補助金を最大限活用するため、引き続き関係機関との連携を強化し、事業の実現に向けて全力を尽くしてまいります。以上でございます。

●谷村知重議長 次に移ります。

10番森明人議員。

●10番森明人議員 令和8年第2回定例会において、大綱1点、生活観光行政についてお伺いいたします。

生活観光を軸とした地域活性化と農業、飲食業、地域産業の継承についてお伺いいたします。初めに、生活観光の意義であります。私は今回、生活観光を軸とした地域活性化とそれを通じた農業、飲食業、地域産業の継承について質問いたします。

近年、観光の在り方は大きく変わってきております。かつて有名な観光地に行って写真を撮ってお土産を買って帰る、これが主流でありました。しかし、今はその土地に暮らす人の生活や価値観に触れたい、地域の一員のように過ごしてみたいというニーズが高まっております。この流れの中、注目されているのが生活観光であります。観光客がお客さんではなく、一時的な地域の仲間として過ごすこと、地域の暮らし、仕事、食、文化を体験と対話を通じて、理解していただく。その出会いが関係人口、移住、産業継承へとつながっていくこと、こうした環境を作ることが生活観光の本質だと考えております。美唄市の魅力は、観光パンフレットに載る作られた非日常ではなく、市民の皆さんが日々営んでいる本物の日常そのものです。田んぼの季節ごとの表情、炭鉱の記憶が残る町並みと人のつ

ながら、アルテピアッツァでの静かな時の流れ、宮島沼とともにある暮らし、美唄焼き鳥をはじめとする地域の食卓の味、これら全ては生活観光の視点で見れば、世界に一つしかない観光資源であります。しかし、その一方で、現場ではこんな声が聞こえております。

「跡取りがいない」、「自分の代に終わりにするしかない。でも、本当は残したい」、「続けてほしい」この声をどう受け止めるか、ここに生活観光を単なる観光メニューではなく、地域政策の柱と位置付けることに意味があると考えております。美唄市の現状と課題ですが、美唄市は豊かな農地と自然、炭鉱の歴史、アート、食文化を持ちながらも、人口減少、高齢化、産業構造の変化という大きな波の中にあります。農業は高齢化が進み、担い手不足が深刻化、規模拡大が難しい中小規模農家が多く、「続けたいが後がいない」という声、飲食業・食文化については、美唄焼き鳥をはじめとする地域の味が店主の高齢化とともに消えつつあります。店を閉めたらこの味はもう終わりという不安。地域産業加工業については、小さな工場や加工場が静かにシャッターを下ろしていく、技術やノウハウが人と一緒に消えていく現実。こうした現状は、統計だけでは見えてこない、現場の肌感覚としての危機であります。

一方、美唄市では、まだまだ余白があると感じております。観光地として過剰に消費されていないこと。生活と観光の距離が近く、暮らしの中に入ってもらいやすいこと。農業、食、自然がコンパクトなエリアに共存していること。だからこそ、今の段階で生活観光という視点を持ち、暮らしと観光、産業と観光

をどう結び付けるかを考えることが重要だと考えております。農業、飲食業、地域産業の現場の声ですが、ここで少し現場の声を具体的に共有させていただきたいと思います。農業の現場からは、ある農家の方はこう話していました。「この田んぼは親の代から守ってきた。でも、子どもは別の仕事をしている。体力的にもいつまで続けられるか分からない。本当はこの景色を残したい」田んぼの景色は観光のポスターに使われる美しい景色であります。その裏には1人の農家の人生と葛藤があります。飲食業の現場では、「うちの味はレシピだけではない。体と感覚で覚えた。それを教える相手がいらない、店を閉めたら、この味はもう二度と戻ってこない」美唄焼き鳥をはじめとする地域の味は単なるメニューではなく、地域の記憶そのものであります。地域産業の現場からは、小さな加工場はこう話していました。「私のようなやり方は、父親から叩き込まれてました。機械を新しくすれば、楽になる、早くなるかもしれない。ですが、うちの味や品質は昔ながらのやり方だから出せる。でも継ぐ人がいない」、ここでは、効率では計り切れない価値があります。生活観光はこういった現場の声と非常に相性が良いと考えております。農業の現場に都市部の人や若者、移住希望者が入り、一緒に田植えをする、収穫を体験する、農家の食卓を囲む、飲食店で仕込みから一緒にやってみる、店主の話を聞きながら食べる。地域産業では、工場見学ではなく、実際の作業の一部を体験する、職人の手元を間近で見る、こうした体験は単なる観光メニューではなく、この仕事をやってみたい、この地域に関わり続けたいという気持

ちを生み出すきっかけになります。つまり生活観光は、関係人口を増やす手段であり、移住希望者を生み出すきっかけであり、後継者候補と現場をつなぐ出会いの場になり得る。そうした多重の意味を持つと考えております。このような現状と可能性を踏まえた上で質問させていただきたいと思います。

生活観光の位置付けについて、まず初めに、本市の観光施策について、生活観光をどのように位置付けているのかお伺いします。また、生活観光の可能性を正式に調査、研究するための庁内プロジェクトチームやワーキンググループの設置について、市の見解をお伺いしたいと思います。

次に、関係人口・移住促進と連携について、生活観光と移住体験ツアーを一体化した新たなプログラムを検討する意思はあるかお伺いします。

次に、農業・飲食業・地域産業の継承について、市内の農業、飲食店、食品加工業者、地域産業の方から私は次のような声を伺っています。「跡取りがいない」、「自分の代で終わりにするしかない、でも本当は残したい、続けてほしい」。農業では、高齢化が進み、担い手不足が深刻であります。飲食業では、美唄焼き鳥をはじめとする地域の味が失われつつあります。地域産業でも、技術やノウハウが継承されないまま消えていく例が増えております。生活観光は地域の暮らし、食、産業を体験、交流、学びとして伝えることができ、後継者候補や関係人口の創出につながる可能性があります。そこで、生活観光と連動させながら、農業・飲食業・地域産業の技術継承や後継者確保を支援する仕組みを市として検

討する考えはあるか、お尋ねします。

●谷村知重議長 市長。

●桜井恒市長(登壇) 森議員の質問にお答えします。

生活観光を軸とした地域活性化と事業継承についてであります。生活観光は、地域住民の日常の暮らしや仕事、食文化、自然環境など、地域固有の営みそのものに価値を見だし、来訪者との交流を通じて、地域への理解を深める観光の考え方であるとされ、関係人口の創出や移住促進、地域文化継承・事業継承などにつながる施策となる可能性があるとして、30年以上研究や実践されてきた考え方であると認識しております。

本市の第7期総合計画基本構想後期基本計画や観光ビジョンにおいては、この生活観光の考え方は盛り込まれておりませんが、これまで本市では関係団体と連携しながら、地域資源を活用した観光地づくりの推進や、トマーレびばいなどの短期宿泊、グリーンツーリズムなどでの農泊、企業研修の受入れなどを行っており、生活観光に類似した考え方である滞在型観光や暮らしの体験、ワーケーションなどについて取り組んでまいりました。本市には農業がおりなす農村景観、炭鉱の歴史や文化、宮島沼の自然環境、アルテピアッツァ美唄をはじめとする芸術文化、さらにはとりめしや美唄焼き鳥などの食文化、市民の皆様が日々築き上げてきた地域資源が数多く存在しており、それぞれが生活観光の視点と親和性が高いものと考えております。

一方で、生活観光は、観光分野のみならず、地域振興、産業振興、移住・定住、文化財保護など幅広い分野との連携が必要であること

から、まずは先進事例や本市の実情を検証しながら、市内団体等との情報共有を深め、どのように施策などへの展開につなげられるか、調査研究したいと考えております。

次に、関係人口・移住促進との連携についてですが、本市では、人口減少や少子高齢化が進行する中、移住・定住の促進とともに、地域と継続的に関わる関係人口の創出、拡大を重要な取組として進めております。このためシティプロモーションの推進やふるさと美唄応援団制度の実施などを通じて、本市に関心や愛着を持ち、継続的に関わりを持っていただける方々とのつながりの深化に取り組んでいるところであります。生活観光につきましては、地域の暮らしや文化、人々との交流などに深く触れていただく機会であり、本市の魅力を実体験として感じていただくことを通じて、地域への愛着や関係性を生み出す契機となり得るものと考えております。こうした生活観光の視点は、現在実施しております移住体験プログラム等においても、親和性が高いものであります。そのため、今後は既存プログラムにおきましても、地域住民との対話やより具体的な暮らしの体験を重視した内容へのブラッシュアップを図ってまいります。また、新たなプログラムの検討につきましては、単なる観光施策としてでなく、移住・定住を見据えた美唄の暮らしの体験という観点から、庁内横断的な視点を持って、地域の方々の受入れ体制や、実施効果を慎重に見極めつつ、実現可能な手法について検討を進めてまいります。

次に、農業・飲食業・地域産業の承継についてですが、本市の農業、飲食業、食

品加工業、地域産業においては、担い手不足や後継者不足が大きな課題となっております。また、そこには産業だけではなく、長年培われた技術や経験、地域の歴史や文化が含まれており、その承継は、本市の地域力を維持していく上で重要な課題であると認識しております。農業では、農業後継者となる新規学卒者やUターン者、新規参入者などの多様な人材確保や育成、異業種からの参入支援などを行うことで、持続的な発展を目指しており、市内企業に対しては、中小企業等振興補助事業にて、事業承継や人材育成に対し助成を行ってまいりました。生活観光の視点に立てば、農作業体験や地域食文化の体験者づくりの現場見学や体験などを通じて、地域産業の魅力や価値を伝える場が生まれ、関係人口の創出や将来的な担い手確保につながる可能性があるものと感じております。しかしながら、後継者確保には、事業承継支援や就業支援、移住・定住施策など、総合的な取組が必要でありますことから、関係機関とも情報共有しながら、生活観光による交流人口、関係人口の拡大と産業振興施策との連携について理解を深めてまいりたいと考えております。今後も、本市の農業、食文化、地域産業などの貴重な地域資源を次世代に引き継ぐため、多様な各分野との連携を図りながら、持続可能な地域づくりに取り組んでまいります。以上でございます。

●谷村知重議長 森議員。

●10番森明人議員 再質問をさせていただきます。

生活観光の調査研究の具体化についてですが、先ほどご答弁では生活観光について、先

進事例の検証や市内団体との情報共有を深めながら調査研究を進めるとのことでした。しかし、調査研究という言葉は非常に幅が広く、何をどの部署が、どの期間でどのレベルまで行うのかが明確ではありません。そこでお伺いします。担当部署、主幹はどちらになるのか。また、検討の進め方、庁内横断か、また、外部有識者を入れるのか。また、検討期間がありますが、年度内か又は中期的か。次に、成果物として報告書、方針案やモデル事業の立案など、これらをどのように想定しているのかお伺いしたいと思います。

次に、移住体験プログラムの生活観光化の実行時期についてであります。ご答弁では、既存の移住体験プログラムを地域住民との対話や暮らし体験を重視した内容へブラッシュアップするとありました。これは非常に重要な方向性ですが、いつからどのように改善するかが示されておられません。そこでお伺いしたいと思います。移住体験プログラムのブラッシュアップについて、令和7年度から具体的に内容を変更するのか。次に、モデル的に一部地域で先行実施するのか。次に、生活観光の視点を取り入れた新メニュー、農家訪問、食文化経験、職人との対話などを試行する予定はあるのか。これらの実施時期と進め方について質問したいと思います。

次に、産業承継支援と生活観光の連携の仕組みについてであります。ご答弁では、生活観光が担い手確保につながる可能性に触れつつも、事業承継支援や移住施策などの総合的な取組が必要と述べられました。しかし、現場の機関は、総合的な取組が必要という一般論では解決いたしません。農家・飲食店・

加工業の皆様は今まさに消えようとしている畑・技術・味をどう守るかという切迫した課題を抱えております。そこでお伺いします。生活観光と産業承継を連動させさせるために、まず、後継者候補と現場をつなぐ体験型マッチングについて。次に、技術承継を目的とした短期間弟子入りプログラムについて。次に、市がコーディネーター役となる産業承継支援窓口など、具体的な仕組みづくりを検討する考えはあるかお伺いします。市として単なる情報共有にとどまらず、仕組みとして残し、制度として支える方向性を持つのかどうか、明確な見解を求めます。よろしくお願いします。

●谷村知重議長 市長。

●桜井恒市長 森議員の質問にお答えします。

生活観光を軸とした地域活性化と事業承継についてであります。まず、生活観光の調査研究の具体化につきましては、体験型観光や暮らし体験などは、これまで同様の事業を市で取り組んでおり、包括的な理念である生活観光という考え方を念頭に深めてはおりませんでした。

今後は、経済部が中心となり、観光客の受入れ態勢の再確認や承継を希望する企業等の情報収集、人と企業をつなぐ手法について、複数年の中期的な取組になると思われませんが、専門的知見のある団体の協力を得ながら検討してまいりたいと考えております。

次に、移住体験プログラムの生活観光化の実行時期につきましては、現在、移住希望者への相談窓口の設置や市内の一日案内を継続して実施しております。この案内では、事前に皆様のニーズをお伺いし、市役所や金融機

関、お店などの買物環境はどうなっているのか。万が一の病気や事故に備える病院はどこか。学校や子育て福祉施設にはどのようなものがあるのか。さらには、美唄のおいしい食や観光資源を見てみたいといった個別のご要望に沿ったきめ細やかな案内を展開しているところであります。ご提案のありました生活観光の視点を取り入れた展開に当たりまして、こうした日頃の相談や案内の機会を通じて、移住希望者が美唄の暮らしのどこに、より強い関心を持っているのかというリアルなニーズを丁寧に把握することが最優先であると考えておりますことから、具体的な進め方としましては、まずは、これらの既存の市内案内等の取組の中で取り入れてまいりたいと考えております。

最後に、産業承継支援と生活観光の連携の仕組みにつきましては、農業・飲食業・地域産業の担い手不足や後継者不足が喫緊の課題となっている現在、その対策の組合せとして、生活観光と産業承継を連動させ、マッチングや体験プログラム、さらには相談窓口など、様々な具体的な仕組みが必要であると認識しております。生活観光については、観光分野のみならず、地域振興、産業振興、移住定住、歴史や文化など幅広い分野との連携が必要であることから、市内外の関係機関との連携や情報共有、専門団体などの支援を受けながら、必要な対応を検討してまいります。なお、事業承継に時間がない、事業承継の方法が分からないなどという場合には、商工会議所などと連携しながら、専門知識がある団体への取次ぎなど、可能な方法について紹介してまいります。以上でございます。

●谷村知重議長 一般質問中ですが、午後1時10分まで休憩いたします。

午前12時09分 休憩

午後1時08分 開議

●谷村知重議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続けます。

8番齋藤久美夫議員。

●8番齋藤久美夫議員 令和8年第2回定例会において、大綱1点、行財政運営について、そして中項目2点、1項目目は、訴訟業務について、2項目目は元職員の背任事案関連について市長にお伺いします。なお、同僚議員の同様な質問もありましたが、趣旨等は若干違いますので、そのまま質問させていただきます。

まず、中項目1、訴訟業務については、この訴訟事案は本市と美唄の地元企業(以下「相手方」という)との間で行われている建設発生土に関わる訴訟事案であり、令和8年6月5日に、この訴訟における初めての公開による証人尋問が札幌地方裁判所で行われ、私と幾人かの同僚議員もこの公判を傍聴いたしました。市側関係者尋問2人、相手方関係者尋問1人の計3人の尋問が行われました。その中で、令和6年以降、定例会や予算・決算審議の場において、幾度となく問い質してきた点について、証人の証言で明らかになったことがありましたので、改めてその点について2点ほど市長に伺うものであります。

まず1点目は、本市の相手方に対する損害賠償請求における追加請求についてであります。現在の請求は、建設発生土(以下「残土」とい

う)の搬出元の重機等のリース料についての賠償請求だけであり、私もこれまでこの請求に加えて残土の搬入先の重機等のリース料を追加すべきであることは、幾度となく申し述べてまいりました。また、委員会等での追加請求についての質問に対し、市は、この後、裁判を進めていく過程の中で、改めて弁護士事務所から新たな指示、損害賠償に関わる指示などが出た際には、速やかに対応していきたいとの原課の答弁もございましたが、その後、この件についての議会への報告・通報等は一切ないところでありました。しかしながら、今回の公判において、1人目の市の証人に対して、裁判長から、「今回の損害請求されているもののほかに、市が負担しているものはないのか」という質問に対し、その証人は、搬出元におけるリースしていた重機等が、妨害行為等により放置されてされたままとなったため、その整備費用や搬入先の重機等のリース料も発生していたことを証言したものであります。そこで、賠償の追加請求について市長の見解を伺います。

次に2点目は、これらの訴訟の発生元となっている残土の処置のための打合せメモについてであります。そして、これに関わる元職員は令和8年3月に退職いたしました。この元職員の行動とその責任について伺うものであります。この件についても以前から幾度となく質問をしてまいりました。特に、残土を仮置きしていた土地の貸主である相手方と残土をそのまま引き取ってもらうことを趣旨とし、その処分費として、市が相手方に2,000万円を支払うとしたものであります。そもそも元職員の部長職における決裁権は市の財務規則に

おいては、工事請負費と建設工事に関わる委託料で2,000万円未満、かつ、これ以外のものでは1,000万円未満となっており、いずれにおいても、これは権限外のことであり、公判での市側の2人目の証人も、2,000万円を超えるものは副市長の専決権であると証言しておりました。また、私もこの打合せメモについては、令和6年1月25日付けで、情報公開条例に基づき開示を求めましたが、それは不開示とされましたが、その後、このメモの写しを見ることができ、その内容を確認することができました。そこには、搬入した残土は明渡しし、その受入れ費用として金2,000万円を支払うと明記してありました。さらには、市が賃借する土地における既設排水路については、雪解け後に現地確認し、整備手法を決定するとの記載もありました。この2,000万円の支払いや土地の整備については、現在裁判中であることから、この適否についてはここで述べることはいたしません。元職員の権限外のこと、さらには、残土の明渡しについては、再利用可能な土である限りは、これは市の財産であるものを、権限なく明渡すことを打合せ、約束したことにより、このような事態に発展したことを鑑みれば、元職員の行動とその責任を各種内部規則等に照らし合わせて厳格に対応すべきであるが、この点について市長にお伺いいたします。

次に、中項目2、元職員の背任事案関連についてであります。これについては、前回の第1回定例会においても質問いたしましたが、その中でも3点、実態検証の進捗状況について、返還金について、管理職の責務と責任についてを伺ったところ、1点目、実証検証について

は、内部調査が終了し、その調査により、まとめられた成果の事実関係を確認し、第三者である弁護士により、元職員と事件に関与した建設会社に対し、聞き取り調査を実施すると言っておりました。

2点目、返還金については、背任事件関係者は、いずれも返還金を支払う意向を示しているとのことであったが、今後の公判の動向を見極めながら、民事の損害賠償請求の検討を行うとありました。

3点目、管理職の責務と責任については、事件の全容が明らかにされた段階で、厳正に対処していくと市長は提言されております。そして私は、これらのことについては、迅速かつ厳正を旨として実施していただきたいとお伝えしてまいりました。あれから裁判は、3月13日に判決を言渡し、被告もそれに対して控訴しなかったことから、3月28日に裁判の確定となっておりますことから、これらのその後の実施状況と現状についてお伺いいたします。以上で当初の質問を終わります。

●谷村知重議長 市長。

●桜井恒市長(登壇) 齋藤議員の質問にお答えします。

訴訟業務についてであります。初めに、損害賠償請求事件につきましては、去る6月5日、札幌地方裁判所において公開により証人尋問が実施されたところであります。訴訟は終盤に差しかかっておりますものの、7月には、弁論準備手続の開催が予定されるなど、今後とも、原告、被告の双方による主張立証が継続するものと考えているところです。訴訟に関する情報は、訴訟の進捗状況を見ながら、市民の皆様にご報告すべきものでありますので、

訴訟の進展に大きな進捗がありましたら、代理人弁護士と連携を図りながら、しかるべき場面でご説明申し上げたいと考えているところであります。このことから、損害賠償請求における追加請求に関しての詳細については、訴訟への影響が懸念されることから、今般の議会による答弁は控えさせていただきたいと考えているところでございます。

次に、打合せメモにつきましては、業務現場等での担当者間において行われた行為を確認する通念上の事務と認識しており、このたびの残土仮置場の件につきましても、打合せメモによる確認行為が行われたことは周知の事実であります。しかしながら、打合せメモによる法的な効果やその事実関係などにつきましては、本訴訟の根幹をなす部分でもあり、今後、訴訟の場において明らかにされるべきものと考えますことから、今般の議会による答弁としては、詳細を控えさせていただくものであります。今後におきましても、市民の皆様への心配事や不安感を少しでも早く解消できるよう、地方自治法に規定される議決や議会への報告など法令を遵守しながら、代理人弁護士と連携し、慎重かつ真摯に対応してまいりたいと考えているところです。

次に、元職員の背任事案関連についてであります。初めに、実態検証の実施につきましては、令和2年度から令和6年度までの5か年における下水道工事の全事業の検証を行うこととし、現時点においては、上下水道課内における内部調査が終了した段階にあるところであります。現在は3月13日、札幌地方裁判所により、元職員に対し判決が言い渡され、その後確定したことを受け、内部調査によりま

とめられた成果の事実関係をしっかりと確認し、信頼性をさらに高めるため、第三者である弁護士により、札幌地方検察庁に対し、裁判の確定記録の精査を行う準備をしているほか、元職員と事件に関与した建設会社に聞き取り調査を実施するため、まず初めに、建設会社の代理人弁護士に対し、調査への協力を求めるため、文書により通知したところがあります。また、入札契約制度の見直しにつきましては、6月11日に開催した令和8年度第1回コンプライアンス委員会において、追加工事等による設計変更の目安、設計変更に当たっての管理監督者責任の明確化とチェック体制の強化などについて確認する「建設工事設計変更審査会」を庁内設置することを決定したところがあります。

次に返還金につきましては、元職員と事件に関与した建設会社から損害賠償の一部を返済したい意向が示され、現時点において最終的な損害額の確定がなされていない状況にはありますが、一定の条件の下に返済を受け入れることとし、現在まで返済が継続されているところです。今後は弁護士による調査の結果をもって損害額が確定した段階で、損害賠償請求に係る民事訴訟の提起について検討したいと考えます。

次に管理職の責務、責任につきましては、現在、弁護士により事件の概要と事実関係の精査を行っているところであり、管理職の責務と責任につきましては、事件の全容が明らかにされた段階で、厳正に対処してまいりたいと考えております。こうした取組を通じて、分析した結果や取組の成果を報告書としてまとめ、再発防止に全力で取り組み、モラルと

コンプライアンスの保守と向上に向け、職員一丸となって市政の信頼回復に努めてまいります。以上でございます。

●谷村知重議長 齋藤議員。

●8番齋藤久美夫議員 それでは、四つについて再確認、再質問させていただきます。

まず1点目は、追加請求についてであります。市長の答弁においては、訴訟の進捗状況を見ながら、市民に報告すべきものであるもので、訴訟の進展に大きな進捗があったら、代理人弁護士と連携しながら、しかるべき場面で説明するとのことでありましたが、私が裁判について聞いていたところでは、6月5日の証人尋問以降、結審に向かうということでありました。そして、この訴訟も終盤に差しかかっているとの答弁でありました。そこで今回の証人尋問において、これまで私が幾度となく相手方の妨害により、市が損害を受けたことについて、質問したにも関わらず、一切この質問に対する明確な答弁はなく、さらに、残土の搬出元における重機等のリースの契約書や妨害会場の重機等の整備費用、並びに残土の搬入先の重機等のリース契約に関わる全ての書類を令和6年度の決算審査において、審査書類から抜き取ってまでして、損害の有無を隠そうとした事実がありながら、証人は裁判長の尋問に対して、今回の損害請求のほか、リース重機等の整備代や搬出先の重機等のリース代について、一部、具体的に証言しておりましたし、これらの損害請求はしていないと証言しておりました。そして、この証言こそ、今回の訴訟における大きな進展であると私は捉えるものであります。ましてや、訴訟は終盤に差しかかっており、そのまま結

審となれば、これら公表されていなかった損害についてはどのような扱いとなるのか、市長にお伺いいたします。

次に2点目は、打合せメモにつきましては、当初の質問でも言いましたとおり、メモの法的な効果等は裁判にて明らかにされるものであります。しかしながら、私がここで伺っていることは、元職員の行動に対する責任についてであり、それに対して全く質問に答えていないし、あえて打合せメモについて言わせていただければ、私が以前、打合せメモは何のために取り交わすのか、職員に聞いたことがあります。そしてその返答は、担当者間において調整したことを言った、言っていないのそごが生じないためにとるものと聞いております。私も実際、今市が抱えているとある事業に関する打合せメモ記録を情報開示請求し、メモはどんなものかを確認しております。さらに、余談になりますが、今月もその事業に関する別の打合せ記録の開示を請求しましたら、見事に不開示となりました。私が情報開示請求すると、見せたくなくなるような事象に発展する、そんな感想を持っております。で話を戻しますが、そういったものである打合せメモにおいて、一担当者が自分の権限を大幅に超えて打合せをし、かつ、市の財産となる残土も引き取ってもらうことを打合せする行為自体を市は問題視しないのか。また、このようなことが再び起きないように処置、対策はしたのか。さらに、この訴訟の結審を見ずに、元職員が今年3月に退職したことについて、任命権者としてどのように取り扱われたのか。またはどのように認識したのかを伺います。

3点目は、背任事案における実態検証についてであります。これは内部調査は終了したということであり、さらに事件に関与した建設会社に対し、調査協力を文書通知したとありましたが、これはいつ通知し、その返答はどうだったのか。そして、本事案の元職員に対しては、何か調査協力は打診しているのか伺います。また、制度の見直しにおいて、工事等の設計変更にあたっての管理監督責任の明確化とチェック体制の強化などについて確認する建設工事設計変更審査会の設置とありましたが、これは設計変更について審査するだけなのか。今回の事案の手口では、追加工事の箇所は完了報告では、過去の工事箇所の写真を使用して完了報告をしていたとありましたので、これらのことを教訓として、管理者のやるべきこと、例えば、追加工事箇所の点検確認等が反映されているのか確認させていただきます。

最後に、4点目は、管理職の責務と責任についてであります。これについても、再三、管理者の業務管理について、これまで質問してまいりましたが、一向に進展する様子が見えませんが、本事案の実態検証は内部調査が終了し、また、先ほども述べましたが、事案の手口も明らかになっている状況であります。特に、管理者の責任については、前回の第1回定例会において、私は迅速かつ厳正に実施すべきと述べましたが、いまだに事実関係の精査を行っているところであるとの答弁にもありましたが、また一方では、建設会社への調査の協力を通知したところだとも言っておりましたが、そうこうしているうちに関係者が退職などという状況にもなりかねないし、

事実、そのようなことが、まさに起きているのが本市の現状であります。このような事態を任命権者として市長はどう捉えているのか。

そして2点目と重複していますが、責任の追及について市長に伺います。

信賞必罰、これは皆さん聞いたことのある言葉だと思いますが、古代中国の思想家韓非子が言っておりました。君子、つまりリーダーが組織や下人、つまり職員、これを統制するために賞罰を明らかにすること。つまり、功績には必ず報い、罪には必ず罰を下すことが不可欠であると、組織の統制の大原則であります。以上で再質問を終わります。

●谷村知重議長 市長。

●桜井恒市長 齋藤議員の質問にお答えします。

損害賠償請求についてであります。初めに、追加請求に関して、詳細につきましては、訴訟への影響が懸念されることから、今般の議会による答弁は控えさせていただきたいと考えているところであります。訴訟に関する情報は、訴訟の進捗状況を見ながら市民の皆様に報告すべきものでありますので、訴訟の進展に大きな進捗がありましたら、代理人弁護士と連携を図りながら、しかるべき場面でご説明申し上げたいと考えているところであります。

次に、打合せメモにつきましては、打合せメモによる法的な効果やその事実関係、また元職員の対応などにつきましては、本訴訟の根幹をなす部分であり、今後、訴訟の場において明らかにされるべきものと考えますことから、今般の議会による答弁としては詳細を控えさせていただくものであります。いずれ

にしましても、今後において市民の皆様の心配事や不安感を少しでも早く解消できるよう、代理人弁護士と連携し、慎重かつ真摯に対応してまいりたいと考えているところであります。

次に実態検証についてであります。初めに、調査協力の通知につきましては、本市の代理人弁護士から建設会社の代理人弁護士宛てに、令和8年5月27日付けで通知をしたところであり、返答をいただく形はとっておりませんが、去る令和7年8月には、相手方代理人弁護士及び建設会社代表者は、本市の調査等に協力することを書面により宣誓しているところであります。また、元職員に対しては、収監中ということもあり、現時点において調査、協力の打診はしていないところであります。

次に、建設工事設計変更審査会につきましては、都市整備部が発注する建設工事の設計変更において、設計図書と現地の状況が一致しない場合や、施工条件の変更等に伴う設計変更の妥当性、必要性及び金額の適正を客観的かつ厳正に審査・検討するため設置することとし、工事の適正な執行及び公正な契約の確保、また、現場責任者だけでなく都市整備部長ほか、部内の部課長職をもって組織的に審査することで、個人の不正を防止するものであります。

次に、管理職の責務と責任につきましては、現在弁護士により事実関係の調査を行っているところであり、事件の全容が明らかにされた段階で、可能な限り迅速にかつ厳正に対処してまいりたいと考えております。いずれにいたしましても、再発防止に全力で取り組み、

職員一丸となって市政の信頼回復に努めてまいります。以上でございます。

●谷村知重議長 齋藤議員。

●8番齋藤久美夫議員 ただいま再質問までいたしました。本来これでやめようと思いましたが、特に訴訟業務については、2度も同じような答弁で納得がいきませんでしたので、追加請求及び元職員の責任について質問をいたします。

令和6年第3回定例会においても同様の質問をさせていただきました。しかし、今回はそのときと状況が変わり、これまで追加すべき搬入先、搬入元の不必要な期間の重機等のリース料や、搬出元の重機等の整備費用が裁判長の尋問により、証人が明確にそれが存在することを、そしてそれが損害賠償請求されていないことが新たに明らかになったことに対し、何ら説明もなく、同じ答弁を繰り返すのみであり、この不透明性を今後の市政運営において危惧するものであります。これらの費用は当然市民の税金であり、しっかりと税金の管理、運営として、これらを追加請求すべきものであり、もし本訴訟がこの状態で結審すれば、不要なリース料や整備費は取り戻すことはできないものであります。今、不透明性と私は言いましたが、市長は不透明性のないように、議会若しくは議員は不透明性をなくさせるように、市政に携わらなければなりません。これは元職員の責任、そして、その退職についても同じであります。さらには今回、同僚議員が取上げておりますが、恵祥園における事案についても、虐待だと認定したにも関わらず、当該職員が何ら処分もされずに依願退職したことについても、その不

透明性を拭いきれないものでもあります。この不透明性について、市長の見解を伺いたいと思います。また、こういった点からも、私は今後についても、この事案については強い関心を持って追及してまいりたいと思っております。これで再々質問を終わります。

●谷村知重議長 市長。

●桜井恒市長 齋藤議員の質問にお答えします。

損害賠償請求についてであります。追加請求に関しては訴訟への影響が懸念されることから、代理人弁護士と協議の上、今般の議会による答弁は控えさせていただくこととしております。しかしながら訴訟に関する情報は訴訟の進捗状況を見ながら当然、市民の皆様にご報告すべきものと考えており、引き続き、代理人弁護士と連携を図りながら、しかるべき場面が来ましたら、詳細についてご説明申し上げ、しっかりと説明責任を果たしていかなければならないと考えているところでございます。いずれにしましても、今後において、市民の皆様の心配事や不安感を少しでも早く解消できるよう代理人弁護士と連携し、慎重かつ真摯に対応してまいりたいと考えているところでございます。以上でございます。

●谷村知重議長 お諮りいたします。

本日の会議はこの程度にとどめ、延会したいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

ご異議なしと認め、そのように決定いたしました。

本日はこれをもって延会いたします。

ご苦労さまでした。

午後 1 時 38 分 延会

